

■議案第1号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成23年度末をもって休校となった丸山小学校の校舎については、管理を地元の丸山体育会に委託し、また、今後の活用方法等については地域に検討のお願いをしましたが、この度、電話対応業務を専門に行う企業の誘致により、雇用の確保と併せ地域の活性化に繋がる取り組みを実施することとなりました。

昨年末に経過・概要等について、説明を行った結果、地域の住民から活用についての理解と廃校についての同意をいただきましたので、条例で規定している小学校から丸山小学校を除外するため、一部改正を行うものです。

【改正の内容】

小学校の中から丸山小学校を削除します。

【新旧対照表】

別表第1（第2条関係）

改正前

名称	位置
四万十町立窪川小学校	四万十町琴平町500番地4
<u>四万十町立丸山小学校</u>	<u>四万十町東川角605番地4</u>
四万十町立川口小学校	四万十町南川口108番地
（省 略）	（省 略）

改正後

名称	位置
四万十町立窪川小学校	四万十町琴平町500番地4
四万十町立川口小学校	四万十町南川口108番地
（省 略）	（省 略）